

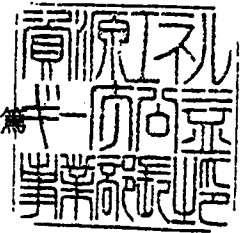
通 商 産 業 省

12資公部第314号

平成12年12月19日

社団法人電子情報技術産業協会  
会長 庄山 悦彦 殿

資源エネルギー庁公益事業部長 大井 篤



家電・汎用品高調波抑制対策ガイドラインの制定について

平成12年12月1日付けで電気用品調査委員会から提出のあった「家電・汎用品高調波抑制対策ガイドライン改正提案書」の改正原案等を踏まえ、家電・汎用品高調波抑制対策ガイドラインを別添のとおり制定したので通知する。

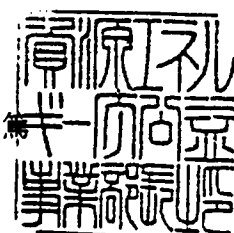
今後とも、家電・汎用品を設計・製造する場合において、当該製品が別添のガイドラインに適合することが望ましいと思慮されることから、貴会におかれても、その旨を了知された上関係する法人等に周知されたい。

# 通商産業省

12資公部第314号  
平成12年12月19日

家電・汎用品高調波抑制対策ガイドラインの制定について

資源エネルギー庁公益事業部長 大井 篤



次のとおり家電・汎用品高調波抑制対策ガイドラインを制定する。

なお、平成11年10月1日付け11資公部第285号をもって制定した家電・汎用品高調波抑制対策ガイドラインは廃止する。